

令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税

## 特別徴収のしおり

### 納入書で納入される事業所様へ

年度途中で税額に変更があった場合は、6ページに掲載の要領で納入書を訂正してお使いください。

松江市役所 市民税課

〒690-8540

島根県松江市末次町86番地

T E L 0852 (55) 5151

0852 (55) 5621

F A X 0852 (55) 5545

**令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について**

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

別紙通知書のとおり、地方税法第321条の4第1項および、松江市税賦課徴収条例第45条の規定により貴事業所を特別徴収義務者に指定いたしましたので、取扱要領にご留意のうえご協力をよろしくお願いいたします。

**〔お願い〕**

当市では、年度の途中で特別徴収税額に変更があった場合でも新たな納入書は送付しておりません。変更された月の納入書に記載してある金額を訂正してご使用ください。(訂正印不要) ※6ページ参照

**《目次》**

給与所得等に係る特別徴収	1
特別徴収事務取扱要領	1～2
出国者に対する特別徴収等について	3
退職所得に係る特別徴収事務取扱要領	4
納入書の使用方法	5
予備の納入書について	5
地方税ポータルシステム(eLTAX)について	5
納入書の訂正方法	6～7
予備の納入書の記載方法	8
予備の納入書(2枚)	9～12
異動届出書および切替届出(追加依頼)書記載例	13～18
各種届出用紙(コピーをして使用してください)	
・給与所得者異動届出書	19
・給与所得に係る特別徴収切替届出(追加依頼)書	20
・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	21
・納期の特例に関する申請書	22～23
指定通知書	24～25
退職のしおり	26～27
納税管理人申告書(承認申請書)	28～29
よくある質問	30～31

**納入取扱金融機関**

指定金融機関	山陰合同銀行	
指定代理金融機関	島根県農業協同組合	
収納代理金融機関	島根銀行 鳥取銀行 米子信用金庫 漁業協同組合 J F しまね	しまね信用金庫 中国労働金庫 島根中央信用金庫 ゆうちょ銀行(郵便局)
※ 中国地方5県外のゆうちょ銀行(郵便局)をご利用いただく場合は、最初に納入される際に、このしおりに添付の指定通知書をゆうちょ銀行(郵便局)へ提出してください。		

**令和8年度特別徴収納期限一覧**

月別 (納付月)	納期限	月別 (納付月)	納期限
6月分	令和8年7月10日	12月分	令和9年1月12日
7月分	令和8年8月10日	1月分	令和9年2月10日
8月分	令和8年9月10日	2月分	令和9年3月10日
9月分	令和8年10月13日	3月分	令和9年4月12日
10月分	令和8年11月10日	4月分	令和9年5月10日
11月分	令和8年12月10日	5月分	令和9年6月10日

**令和8年度普通徴収納期限一覧 (切替届出(追加依頼)書の参考にしてください)**

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和8年 6月30日	令和8年 8月31日	令和8年 11月2日	令和9年 2月1日

## 給与所得等に係る特別徴収

### 1. 特別徴収される人

令和8年1月1日現在松江市に住所を有し、令和7年中に給与の支払を受けた人で令和8年4月1日の現況で給与の支払を受けている人

### 2. 課税されない人

- (1) 令和8年1月1日現在において生活保護の規定による生活扶助を受けている人（所得割・均等割）
- (2) 令和8年1月1日現在において障害者、未成年者（平成20年1月3日以降生まれ）、ひとり親、寡婦で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人（所得割・均等割）
- (3) 令和7年中の合計所得金額が条例で定めている金額以下である人（詳しくは市民税課までおたずねください。）

## 特別徴収事務の取扱要領

### 1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

納税義務者が納めなければならない市民税・県民税・森林環境税を原則として12分の1ずつに分けて、6月から翌年の5月まで毎月給与の支払われる時に差し引いて、その月分として事業所ごとに一括納入していただく制度をいいます。

### 2. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を源泉徴収して納入する義務のある事業所が特別徴収義務者になります。特別徴収義務者は市町村長から送付された税額通知書により、毎月定められた税額（月割額）を給与から差し引いて翌月の10日までに納入する義務があります。

### 3. 納税義務者用通知書について

- (1) 同封の「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書」は、特別徴収義務者用（事業所用）と納税義務者用（従業員用）がありますので、特別徴収義務者用は事業所にて保管し、納税義務者用は個人別に切り離してそれぞれの納税義務者にお渡しください。

特別徴収税額通知書（納税義務者用）には「個人の所得等納税義務者のプライバシーにかかわる事項」が記載されています。この通知書は5月31日までに必ず直接本人にお渡ししていただき、通知内容が給与事務担当者を含めた第三者の目に触れることのないよう慎重な取扱をお願いします。

- (2) 納税義務者が退職、その他の事由によって、渡すことができない場合には異動届出書とともにすみやかに封をしたまま市民税課へご返却ください。

### 4. 月割額の徴収方法について

同封の「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある各納税義務者の月割額を、第1回目は6月に支給をする給与から徴収し、第2回目以降の月割額は7月から翌年（令和9年）5月まで給与を支払う際に順次徴収してください。

### 5. 月割額の徴収方法と納期限について

各納税義務者から徴収した月割額の合計、退職者にかかる一括徴収税額及び退職所得にかかる特別徴収税額をあわせ、翌月10日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合はその翌日）までに、松江市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ納入してください。

## 6. 月割額を納期限までに納入しなかったとき

### (1) 督促

納期限の翌日から20日以内に督促状を発送します。

### (2) 延滞金の計算

納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、不足税額に次の割合をそれぞれ乗じて計算した額を延滞金として徴収します。

納期限の翌日から1月を経過する日まで	(1) 各年の延滞金特例基準割合(※)が年7.3%に満たない場合 当該延滞金特例基準割合に1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合は年7.3%) (2) 各年の延滞金特例基準割合が年7.3%以上の場合 年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日から	(1) 各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合 当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合 (2) 各年の延滞金特例基準割合が年7.3%以上の場合 年14.6%

ただし、税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算し、税額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。延滞金に100円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨て、延滞金金額が1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(※) 延滞金特例基準割合 租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合

(注) 督促状発送後10日経過してもなお納入がない場合は、滞納処分(地方税法第331条)を受けることがあります。

## 7. 退職・転勤などの異動があったとき

納税者が退職・転勤・休職・死亡などにより給与の支給を受けなくなった時は、速やかにこのしおりに添付の「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」という)に該当事項を記入のうえ提出してください。

なお、転勤の時は転勤先で未徴収税額を引き続き特別徴収していただくこととなりますので、事実発生と同時に転勤先に税額を伝えた上で、所在地・名称(氏名)・電話番号などを記載して提出してください。(記載例15～17ページ)

### (注) 一括徴収について

令和8年6月から12月までの退職は本人の申し出があった場合に一括徴収してください。令和9年1月から4月末日までの退職は、本人の申し出によることなく一括徴収してください。(残税額が最後の給与等の支払額以上の場合、特別徴収継続の申し出があった場合及び死亡による退職を除く)

(注) 出国者につきましては、次のページをご確認ください。

## 8. 従業員を新たに特別徴収にするとき(就職等)

普通徴収で納付をしていた従業員を就職などにより特別徴収に切り替える時は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収切替届出(追加依頼)書」(以下「切替届出書」という)を提出してください。(記載例18ページ)

※普通徴収から特別徴収へ切り替える場合は納期限が過ぎていない期分に限り、(普通徴収の納期限を過ぎている期分については特別徴収への切り替えができません。)したがって納期限が過ぎた期分は、納税義務者本人が納税することとなります。

## 9. 特別徴収税額が変わったとき

所得金額の修正や、扶養人員・保険料控除額等の修正などにより、特別徴収税額が変更された時は、「給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書」をお送りしますので、変更された月割額によって徴収してください。また、納入書は6ページ記載の要領で訂正してお使いください。

## 10. 納期の特例を受けたいとき

給与の支払を受ける人が常時10人未満(市外居住者を含む)の特別徴収義務者は、市長の承認を受けて年2回(6月分から11月分までを12月10日までに、12月分から翌年5月分までを6月10日までに)まとめて納入することができます。この納入方法を希望される時は、22ページの申請書をお送りください。記入方法は申請書の裏面に記載してあります。

## 11. 納入額を間違えて納入したとき

- (1) 納入額(月割額)を多く納入したときは、税務管理課(0852-55-5141)までご連絡ください。
- (2) 納入額(月割額)を少なく納入したときは、予備の納入書(9～12ページ)を使って未納額を納入してください。

## 出国者に対する特別徴収等について

近年における社会の国際化にともない、外国人労働者の市民税・県民税・森林環境税についても特別徴収をいただいています。また、外国人労働者に限らず、年度途中で出国される納税義務者が増えています。

市民税・県民税・森林環境税は前年の所得に対する賦課課税となっており、年度途中で出国されますと納税義務及び相応の支払能力があるにもかかわらず、現実には徴収が困難となってしまいます。

つきましては、出国者（松江市に家族が残っている等、郵便物の受理及び納税が可能である者を除く）にあつては下記のとおりご対応いただきますようご協力をお願いします。

### (1) 税額決定通知書送付後、令和9年1月1日までに出国する場合

当該年度の残税額につきましては、可能な限り「一括徴収」してください。一括徴収できない場合は、特別徴収義務者に納税管理人(※)となつていただき、出国前に税額相当分の金額を納税義務者から預かり、後日納付していただくことをお願いします。

### (2) 令和9年1月2日から令和9年6月中旬までに出国する場合

当該年度の残税額につきましては原則「一括徴収」してください。また、翌年度の市民税・県民税・森林環境税につきましては特別徴収義務者に納税管理人(※)となつていただき、出国前に税額相当分の金額を納税義務者から預かり、後日納付していただくことをお願いします。(税額につきましては市民税課にお問い合わせください)

市民税・県民税・森林環境税は地方公共団体が提供するサービスに対して必要な経費を、地域住民がその能力に応じて広く分担するという趣旨で設けられています。事業主様のご理解とご協力をお願いします。

なお、諸事情により特別徴収義務者が納税管理人となることができない場合は、納税義務者に対し出国する前に市民税課へ連絡するようにご指導をお願いします。

※納税管理人を指定する場合は「納税管理人申告書・承認申請書（28ページ）」  
をご提出ください。

## 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収事務取扱要領

### 退職所得に対する市民税・県民税とは

個人の市民税・県民税は、所得税と異なり前年中の所得に対してその翌年に課税を行う前年所得課税の制度を採用しておりますが、退職所得に対しては所得税同様に退職手当等が支払われたときに税金を徴収する現年分離課税とされています。

従いまして、その税額の計算も退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が行い、市町村に申告納入する制度となっています。

#### (1) 課税する市町村

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日に住所がある市町村

#### (2) 納税義務者

市町村内に住所を有する人で退職手当等の支払を受ける人

#### (3) 課税されない人

- (A) 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法による生活扶助を受けている人
- (B) 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において日本国内に住所を有しない人
- (C) 退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人
- (D) 死亡により退職手当等の支払を受けた人（死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税法の規定により相続税の課税対象となります）

## 2. 税額の計算方法

### (1) 退職所得控除額を計算する

勤続年数	退職所得控除額
A 20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
B 20年超の場合	800万円 + 70万円 ×（勤続年数 - 20年）
障害退職の場合	A または B による計算 + 100万円

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げ

### (2) 退職所得金額を計算する。（勤続年数、役職により下記の3パターン）

#### ①勤続年数が5年を超える従業員（法人役員等を含む）

（収入金額－退職所得控除額）× 1 / 2 = 退職所得金額

#### ②勤続年数が5年以内の法人役員等（法人税上の役員、国会議員、地方議員、国家公務員、地方公務員）

収入金額－退職所得控除額 = 退職所得金額

#### ③勤続年数が5年以内の従業員（法人役員等を除く）

【収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円】のとき

（収入金額－退職所得控除額）× 1 / 2 = 退職所得金額

【収入金額－退職所得控除額 > 300万円】のとき

150万円 + （収入金額－（300万円＋退職所得控除額）） = 退職所得金額

#### (3) 税率 市民税6%、県民税4%

#### (4) 税額を計算する。

退職所得金額	×	税率		=	税額	
		市民税	県民税		市民税	県民税
		6%	4%			

(注) 1 退職所得金額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる（退職所得の金額は、1,000円単位）。

2 特別徴収すべき税額（市民税額、県民税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円単位未満の端数を切り捨てる（特別徴収税額は100円単位）。

### 《計算例1》

○退職手当等の収入金額1,220万円、勤続年数19年の場合

退職所得控除額…………… 40万円×19年＝760万円

退職所得金額……………（1,220万円－760万円）× 1 / 2 ＝230万円

市民税 230万円×6%＝138,000円

県民税 230万円×4%＝92,000円

合計 230,000円

### 《計算例2》

○退職手当等の収入金額700万円、勤続年数4年6カ月の場合（役員以外）

退職所得控除額……………40万円×5年＝200万円

退職所得金額……………150万円＋（700万円－（300万円＋200万円））＝350万円

市民税 350万円×6%＝210,000円

県民税 350万円×4%＝140,000円

合計 350,000円

## 3. 税額の納入方法

求めた税額を退職手当等から徴収し、納入書の「市民税・県民税納入申告書」に所定事項を記入のうえ、納入金額の「退職所得分」欄に徴収金額を記入し、翌月10日までに納めてください。

地方税法等の改正により内容が変更になる場合があります。

## 納入書の使用法

当市の特別徴収納入書は、OCR（光学文字読取装置）により処理するため、次の点にご注意いただき納入してください。

1. 令和8年6月（令和8年度当初分）から税額の変更がない場合  
税額をすでに印字してありますので、税額の記入の必要はありません。
2. 年度途中で税額の変更があった場合  
すでに印字してある税額では納入することができませんので、お手数ですが3. の要領で税額を訂正のうえ納入してください。
3. 納入書訂正方法（記載例6ページ）  
OCRで読み取りをしますので、次のことに注意して記入してください。
  - ・納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し（訂正印不要）、給与分（一括徴収分を含む）の欄と、合計額の欄に変更後の金額を記入してください。
  - ・金額の頭に¥記号は記入しないでください。
  - ・数字は所定の枠からはみ出さないよう注意してください。
  - ・必ず黒のボールペンを使用してください。
4. 退職所得に係る市民税・県民税がある場合（記載例7ページ）  
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収義務者が個人事業主の場合は事前に市民税課までご連絡ください。
5. その他の注意事項
  - ・納入済通知書はOCRで読み取りますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
  - ・納入書は、年度途中で税額の変更があった場合でも、税額を訂正のうえそのまま使用していただきますので、改めてお送りすることはありません。

## 予備の納入書について

納入書を紛失した時や納入金の追加等があれば使用してください。（記載例8ページ）

※納入金額を多く納入したときは、税務管理課（0852-55-5141）までご連絡ください。

## 地方税ポータルシステム（eLTAX）について

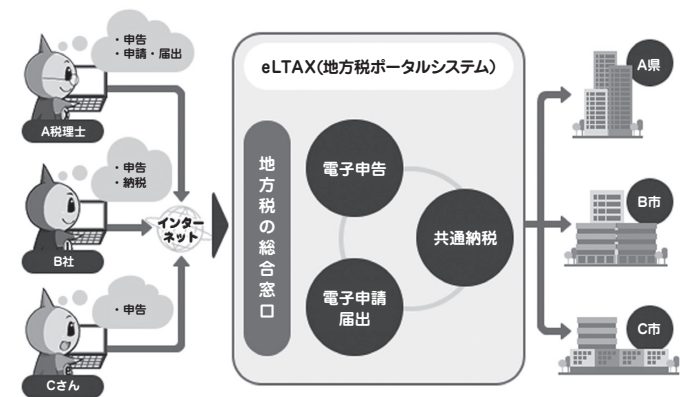
eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

当市では、eLTAXを使った異動届書等の各種届出や給与支払報告書の提出が可能です。

また、市民税・県民税・森林環境税（特別徴収分・退職所得分）、法人市民税等の電子納付も可能です。事前に登録した口座やクレジットカードから納付でき（支払い方法により決済手数料がかかります。）、全国の複数の自治体に一括して納付できます。利用には、事前にeLTAX地方税ポータルシステムホームページから利用届の提出と専用ソフトウェアのダウンロードが必要です。

詳しくはeLTAX地方税ポータルシステムのホームページから「共通納税」の項目をご確認ください。

その他のお問い合わせは「よくあるご質問」の項目をご確認ください。



出典：eLTAX地方税ポータルシステムHP

# ◎納入書訂正方法

## 記 載 例

島根県松江市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊤																				
市区町村コード	口座番号	加入者名																		
3 2 2 0 1 6	01330-5-960396番	松江市会計管理者																		
024XXXXXXXX7XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX																				
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1) 円																		
× × 0 6	7 × × × × × × ×	9 9, 0 0 0																		
3 2 2 0 1 6	給与分 (一括徴収分を含む)	<table border="1"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	億	千	百	十	万	千	百	十	円				1	2	3	4	0	0
億	千	百	十	万	千	百	十	円												
			1	2	3	4	0	0												
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額	退 職 所 得 分	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																	
		延滞金	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																	
納期限 XX年XX月XX日	(2)																			
取りまとめ局 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター (〒730-8794)	合計額	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>				1	2	3	4	0	0									
			1	2	3	4	0	0												
領収日付印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 又 は 所在地 氏 名 又 は 名 称																			

上記のとおり通知します。(受付店→山陰合同銀行本店(取りまとめ店)→松江市)(松江市保管)

1. 印字してある金額を横線で消してください。
2. 両方の欄に変更後の金額を記入してください。数字の記入については右記の要領にてお願いいたします。

※税額に変更のない場合は、税額の記入および訂正の必要はありません。

※金額の頭に¥記号は記入しないでください。

### 数字記入要領

- ① 文字はかすれないように記入してください。
- ② つなぐべき線は確実につないでください。
- ③ 余計なひげをつけないでください。
- ④ 文字枠からはみださないように記入してください。
- ⑤ 文字は枠内に大きめに記入してください。
- ⑥ 文字は続けないでください。
- ⑦ 文字の線間はずぶれないようにしてください。

よい例	悪い例
8 0	8 0
6 9	6 9
0 7	0 7
3 5	3 5
2 4	2 4
1 0	1 0
8 9	8 9

※ 上記の事に注意して1字1字丁寧に記入する様をお願いします。

訂正印は必要ありません。

### 記入文字例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

# ◎退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合の訂正方法

表面

島根県松江市			個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入済通知書 ㊦		
市区町村コード		口座番号		加入者名				
3 2 2 0 1 6		0 1 3 3 0 - 5 - 9 6 0 3 9 6 番		松江市会計管理者				
年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1) 円				
× × 0 6		7 × × × × × × ×		9 9 , 0 0 0				
3 2 2 0 1 6		給与分 (一括徴収分を含む)		9 9 0 0 0				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額		退 職 所得分				
				2 3 0 0 0 0				
				延滞金				
納期限 XX年XX月XX日								
取りまとめ局 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター (〒730-8794)				合計額				
				3 2 9 0 0 0				
領収日付印		(特別徴収義務者)		住所 〒				
				又は				
				所在地				
				氏 名				
				又は				
				称				

上記のとおり通知します。(受付店→山陰合同銀行本店(取りまとめ店)→松江市(松江市保管))

印字してある金額を横線で消してください。

それぞれ該当する金額を記入してください。

納入金額の合計額を記入してください。

裏面

市民税 県民税		納 入 申 告 書	
(あて先) 松江市長			
年 月 日 提出		年 月 分 人 員   人	
退職手当等支払金額		1 2 2 0 0 0 0	
特別徴収税額	市 民 税	1 3 8 0 0 0	
	県 民 税	9 2 0 0 0	
所在地 〒 又は住所	(受付印)		
名 称 又は氏名			
法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
地方税法第50条の5及び328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

退職手当等を支払われた人数を記入してください。

支払われた退職手当等の金額を記入してください。

退職所得に係る特別徴収税額を記入してください。

法人番号を記入してください。  
※個人事業主の方は事前に市民税課までご連絡ください。

訂正印は必要ありません。

# ◎予備の納入書の記載方法

表面「納入書」及び「納入済通知書」も同様に記載してください。

島根県 松江市		個人市民税 個人県民税 森林環境税								
市区町村コード 3 2 2 0 1 6		領収証書 ㊦								
口座番号 01330-5-960396番	加入者名 松江市会計管理者									
年 月分	指定番号									
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
合計額										
納期限	年 月 日									
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称										
上記のとおり領収しました。										
領収日付印										
(納入者保管)										

何年何月分の納入が記入してください

特別徴収義務者指定番号  
を記入してください

それぞれ該当する金額を  
記入してください

納入金額の合計額を記入してください

特別徴収義務者の住所・名称  
を記入してください

裏面（退職所得に係る市民税・県民税納入時に使用）

市民税 県民税		納入申告書								
(あて先) 松江市長		(受付印)								
年 月 日 提出										
年 月分	人員	人								
退職手当等 支払金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税									
	県民税									
特別徴 収義務者	所在地 又は住所									
法人 番号 又は 個人 番号	名称 又は氏名									
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入に ついて申告します。										

退職手当等を支払われた  
人数を記入してください

支払われた退職手当等の  
金額を記入してください

退職所得に対する特別徴収税額  
を記入してください

島 根 県					
松 江 市					
市区町村コード					
3	2	2	0	1	6

個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
領 収 証 書 ㊦			

口座番号		加入者名								
01330-5-960396番		松江市会計管理者								
年 月分		指 定 番 号								
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名 称	

上記のとおり領収しました。	領 収 日 付 印	
---------------	-----------------------	--

(納入者保管)

島 根 県					
松 江 市					
市区町村コード					
3	2	2	0	1	6

個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
納 入 書 ㊦			

口座番号		加入者名								
01330-5-960396番		松江市会計管理者								
年 月分		指 定 番 号								
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名 称	

上記のとおり納入します。		領 収 日 付 印	
※日計	口		
	円		

※印は郵便官署で使用する欄です

(金融機関保管)

島 根 県					
松 江 市					
市区町村コード					
3	2	2	0	1	6

個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
納 入 済 通 知 書 ㊦			

口座番号		加入者名								
01330-5-960396番		松江市会計管理者								
年 月分		指 定 番 号								
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名 称	

取りまとめ局	領 収 日 付 印	
ゆうちょ銀行広島貯金事務センター (〒730-8794)		
上記のとおり通知します。 (取りまとめ店) (受付店 → 山陰合同銀行) ・本店 → 松江市		

(松江市保管)

市 民 税  
県 民 税

# 納 入 申 告 書

(あて先) 松江市長

(受付印)

年 月 日 提 出

年 月 分

人 員

人

退 職 手 当 等  
支 払 金 額

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

特別徴  
収税額

市 民 税

県 民 税

特別徴  
収義務  
者

〒  
所 在 地  
又 は 住 所

名 称  
又 は 氏 名

法人  
番号  
又 は  
個人  
番号

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定  
により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入に  
ついて申告します。

退職手当の特別徴収義務者が個人事業主の  
場合は事前に市民税課までご連絡ください。

島 根 県					
松 江 市					
市区町村コード					
3	2	2	0	1	6

個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
領 収 証 書 ㊦			

口座番号		加入者名			
01330-5-960396番		松江市会計管理者			
年 月分		指 定 番 号			
納 入 金 額		給 与 分 (一括徴収分を含む)			
退 職 所 得 分		延 滞 金			
督 促 手 数 料		合 計 額			

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地  氏名又は 名 称	

上記のとおり領収しました。	領 収 日 付 印
---------------	-----------

(納入者保管)

島 根 県					
松 江 市					
市区町村コード					
3	2	2	0	1	6

個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
納 入 書 ㊦			

口座番号		加入者名			
01330-5-960396番		松江市会計管理者			
年 月分		指 定 番 号			
納 入 金 額		給 与 分 (一括徴収分を含む)			
退 職 所 得 分		延 滞 金			
督 促 手 数 料		合 計 額			

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地  氏名又は 名 称	

上記のとおり納入します。	領 収 日 付 印
--------------	-----------

(金融機関保管)

島 根 県					
松 江 市					
市区町村コード					
3	2	2	0	1	6

個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
個人市民税		個人市民税	
納 入 済 通 知 書 ㊦			

口座番号		加入者名			
01330-5-960396番		松江市会計管理者			
年 月分		指 定 番 号			
納 入 金 額		給 与 分 (一括徴収分を含む)			
退 職 所 得 分		延 滞 金			
督 促 手 数 料		合 計 額			

納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地  氏名又は 名 称	

取りまとめ局 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター (〒730-8794)	領 収 日 付 印
---	-----------

上記のとおり通知します。  
(取りまとめ店)  
(受付店 → 山陰合同銀行)  
・本店 → 松江市 (松江市保管)

市 民 税  
県 民 税

# 納 入 申 告 書

(あて先) 松江市長

(受付印)

年 月 日 提 出

年 月 分

人 員

人

退 職 手 当 等  
支 払 金 額

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

特別徴  
収税額

市 民 税

県 民 税

特別徴  
収義務  
者

〒  
所 在 地  
又 は 住 所

名 称  
又 は 氏 名

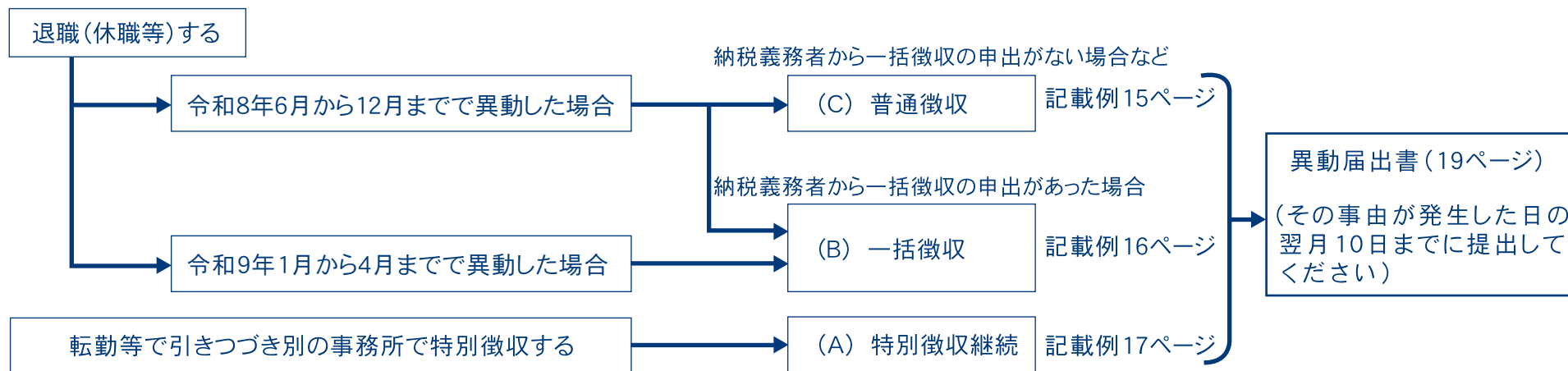
法人  
番号  
又 は  
個人  
番号

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定  
により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入に  
ついて申告します。

退職手当の特別徴収義務者が個人事業主の  
場合は事前に市民税課までご連絡ください。

## 異動（退職・休職・転勤など）があった場合は、翌月10日までに異動届出書を必ず提出してください。

（送付先 〒690-8540 松江市末次町86番地 松江市役所 市民税課）



※異動届出書の提出が遅れますと、特別徴収義務者が未納の扱いとなってしまうたり、納税義務者が退職後の未徴収金を普通徴収によって支払うための事務が遅れたりするなどの支障が生じます。すみやかに提出してください。

※令和9年度給与支払報告書を提出した後、納税義務者（従業員等）が異動により6月以降（令和9年度）の特別徴収をされないこととなった場合は、「異動届出書」の標題の「給与支払報告書」を丸で囲んで4月15日までに提出してください。



※各用紙は、コピーしてご使用ください。また、松江市のホームページからも様式をダウンロードすることができます。



普通徴収の記載例

※退職される方へ「退職のしおり（26ページ）」を配付してください。

給与支払報告 給与と所得者異動届出書  
特別徴収に係る

松江市長 宛 令和 8 年 12 月 3 日提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒690 - 8540 松江市末次町86番地										特別徴収義務者 指 定 番 号	70177865				
			フリガナ	マツエ タロウ マツ エショウテン										宛 名 番 号	00040				
			氏名又は名称	松江 太郎 (松江商店)										担 連 当 絡 者 先	所 属	総務			
			個人番号(マイナンバー) 又は法人番号	1	2	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏 名	市税 二郎		
														電 話	(0852) 55-5151 内線 ( 5151 )				
給 与 所 得 者	フリガナ	ナカウミ ミ ホ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	氏 名	中海 美保								
	生年月日	S34 年 5 月 6 日																	
	個人番号 (マイナンバー)	2	1							0	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	受給者番号	1234																	
	1月1日 現在の住所	松江市末次町〇〇番地																	
	異動後の 住所	同上																	
		24,800	円	6	月	から	12	月	から	R8	年	1	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
				11	月	まで	5	月	まで	11	月	30	日	右から 番号を 記入	右から 番号を 記入				

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所 在 地											_____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ											受給者番号	
	氏名又は名称											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

年税額24,800円(6月分2,800円、  
7月分以降2,000円)の人が、令和  
8年11月30日に退職し、12月分  
から本人が直接納入する場合。

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

一括徴収の記載例

※退職される方へ「退職のしおり（26ページ）」を配付してください。

給与支払報告 給与支払報告  
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

松江市長 宛 令和 8年 10月 3日提出		所在地 〒690 - 8540 松江市末次町86番地	特別徴収義務者 指定番号 70177860	宛名番号 00160	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度							
フリガナ マツエ シヤク ショ カブシキガイシャ		氏名又は名称 松江市役所（株）	担連当絡者先 所属 総務	氏名 市税 一郎	電話 (0852) 55-5151 内線 ( 5151 )									
個人番号(マイナンバー)又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		フリガナ マツエ タロウ	氏名 松江 太郎	生年月日 S45年 6月 7日	個人番号(マイナンバー) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	受給者番号 5678	1月1日現在の住所 松江市末次町〇〇番地	異動後の住所 同上	(ア) 特別徴収税額(年税額) 12,700 円	(イ) 徴収済額 4,700 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 8,000 円	異動年月日 R8年 9月 30日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他事由・理由	異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号 新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額_____円を □月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地	〒	担当 者 連 絡 先	受給者番号
フリガナ		所 属	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
氏名又は名称		氏 名	□ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
		電 話	内線 ( )

年税額12,700円(6月分1,700円、7月分以降1,000円)の人が、令和8年9月30日に退職し、未徴収税額を10月分給与から一括徴収する場合。

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 10月 1日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 8,000 円	左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
--	------------------	----------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--	---------

特別徴収継続の記載例

給与支払報告 給与支払報告  
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
松江市長 宛		所在地	〒690 - 8540 松江市末次町86番地			特別徴収義務者 指 定 番 号	70177866	
令和 8年12月 3日提出		フリガナ	カブシキガイシャマツ エ シヤクシヨ スエツグシテン			宛 名 番 号	00270	
給与支払者 〔特別徴収者〕		氏名又は名称	(株) 松江市役所 末次支店			担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名 電 話	
		個人番号(マイナンバー) 又は法人番号					総務 市税 三郎 (0852) 55-5151 内線 ( 5151 )	
給 与 所 得 者	フリガナ	マツ エ ハナコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	松江 花子						
	生年月日	H2年 3月 4日						
	個人番号 (マイナンバー)	121234567890						
	受給者番号	9012						
	1月1日 現在の住所	松江市末次町〇〇番地						
異動後の 住所	同上	24,800 円	6月 から 11月 まで	12月 から 5月 まで	R8年 2月 11月 30日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	70177867 (新規)	法人番号	3456789012345	新しい勤務先へは、月割額 2,000 円を 12 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒690 - 0823 松江市西川津町〇×番地		所 属	総務	
	フリガナ	カブシキガイシャマツ エ シヤクシヨ カワ ツ シ テン		氏 名	市税 四郎	
	氏名又は名称	(株) 松江市役所 川津支店		電 話	(0852) 55-5555 内線 ( 5555 )	
	担当者連絡先			受給者番号	9012	
				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

年税額24,800円(6月分2,800円、7月分以降2,000円)の人が、令和8年11月30日に転職し、12月分から新しい勤務先で特別徴収をする場合。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収切替届出(追加依頼)書

新規の場合、納入書(要・不要)

(提出先) 松江市長 宛  令和8年10月6日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所 (所在地)	〒690-8540 松江市末次町86番地					特別徴収義務者 指定番号	7 0 1 7 7 8 6 7										
		フリガナ	(カブ) シンジコテラスユウヒ						担 連 絡 者 先	所属	総務								
		名前又は 名称	(株) 宍道湖テラストア							名前	市税 太郎								
		法人番号	1	2	3	0	1			2	3	4	5	6	7	8	9	電話番号	(0852) 55-5151 内線 ( )

給 与 所 得 者	フリガナ	マガタマ アツコ					普通徴収 第 ( 1 ・ ② ・ 3 ・ 4 ・ 随時 ) 期分以降を  10 月分 (翌月10日納期限※2) から特別徴収に切替えます。  ※納期限を過ぎたものは特別徴収へ切替できません。 本人が納めるようお伝えください。
	名前	勾玉 温子					
	生年月日	昭和56 年 7 月 8 日					
	課税年度の 1月1日現在の 住所	松江市 ○○町○○番地					
	現住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上					
受給者番号 ※1						<input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収の納入書をお持ちの場合、未使用の納入書 (または納税通知書表紙) の写しを同封した。※左枠に✓してください。	
						※毎月20日までに届いた切替届出書は翌日10日までに税額の通知をお送りします。給与事務等に間に合わない場合は電話連絡希望日を記入してください。  電話連絡希望日 令和8年10月25日	

【注意事項】

- ※1 eLTAxを経由した特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ受取を希望されている事業所は、受給者番号が必須となります。受給者番号に設定できない文字等の詳細は、eLTAx地方税ポータルシステムサイトをご確認ください。
- ※2 10日が休日・祝日の場合は翌営業日が納期限となります。
- ※3 今年度4月1日時点で65歳以上の方で、公的年金等の所得に係る税額を切替えることはできません。

松 記 江 入 市 欄	電子データ(納) { (有・無)	確申2表 { 給与所得のみ 自分で納付 記載なし	納付書添付 有 ・ 無	
	口座情報 { 納税義務者 (有・無)		月分 円	
	年金特徴 { 年金収入の確認 (有・無) 4/1時点で65歳 (有・無)	月分以降 円	連絡日 / 担当 :	

※コピーしてお使いください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

松江市長 宛 令和 年 月 日提出		給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号													
			フリガナ											宛名番号													
			氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属												
			個人番号(マイナンバー) 又は法人番号																氏名								
													電話	内線 ( )													
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法										
	氏 名																										
	生年月日	年	月	日																							
	個人番号 (マイナンバー)																										
	受給者番号																		月	から		月	から		年	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職・長欠 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不定期 <input type="checkbox"/> 6. 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7. その他 (事由・理由)	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日 現在の住所																		月	から		月	まで		月		
	異動後の 住 所																	円	円	円		日					

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号											(新規)	法人番号											新しい勤務先へは、月割額_____円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											
	フリガナ												氏 名											
	氏名又は名称												電 話	内線 ( )										
													受給者番号			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	<input type="checkbox"/> 1. 必要 <input type="checkbox"/> 2. 不要						

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため <small>右から 番号を 記入</small>	徴収予定月日	月	日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため <small>右から 番号を 記入</small>	※市町村記入欄
--------	--	---------







## 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※コピーしてお使いください。

(あて先) 松江市長  年 月 日 提出	特別 徴収 義務者  (給与支払者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号											
		フリガナ 名 称 (氏名)											この届出書 の内容につ いての問い 合わせ先	所 属										
		代表者の 職・氏名												担 当 者 氏 名										
		法人番号 (法人の場合)												電 話 番 番 号	( ) -									

特別 徴収 義務者  (給与支払者)	変 更 前										変 更 後											
	フリガナ																					
	所 在 地 (住 所)		〒 -										〒 -									
	フリガナ 名 称 (氏 名)																					
	電 話 番 号		( ) - 内線 ( )										( ) - 内線 ( )									
	変 更 年 月 日		年 月 日		変更事由 (該当項目に✓を してください)		<input type="checkbox"/> 社名変更		<input type="checkbox"/> 所在地変更		<input type="checkbox"/> 合併・統合による変更		<input type="checkbox"/> 新法人の設立		<input type="checkbox"/> 送付先の変更		<input type="checkbox"/> その他 ( )					
	備 考 (その他に特別に依頼事項等が ある場合は記載してください)																					

※合併・統合、新法人の設立に伴う名称変更の場合は、別途給与所得者異動届出書の提出が必要となる場合があります。詳しくは市民税課までお問い合わせください。



市民税・県民税・森林環境税特別徴収の納期の特例に関する申請書 ※コピーしてお使いください。

年 月 日

(あて先) 松江市長

申請者	所在地 (住所)							指定番号								
	名称 (氏名)							担当者 連絡先	所属							
	法人番号 (法人の場合)								氏名							
								電話								

地方税法第321条の5の2及び松江市税賦課徴収条例第46条の3の規定により申請します。

1. 最近6ヵ月間の給与の支払を受ける者の数など

月 別	給与の支払を受ける者の数			月 別	給与の支払を受ける者の数		
	常時雇用者	臨時雇用者	合 計		常時雇用者	臨時雇用者	合 計
月	人	人	人	月	人	人	人
月	人	人	人	月	人	人	人
月	人	人	人	月	人	人	人

2. 市税の滞納又は最近における納付もしくは納入の遅延の事実がある場合においてはその事由

( )

## 特別徴収税額の納期の特例について申請される場合の注意事項

### 1. 特別徴収の納期の特例について

a. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その特別徴収義務者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者に限ります。

b. aに該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、本市に申請書を提出し、その承認を受けなければなりません。(申請が承認された場合には本市より承認された旨通知します。)

c. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与所得、及び退職所得について特別徴収した税額はそれぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。

6月から11月までの徴収分……12月10日まで

12月から5月までの徴収分……6月10日まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合はその翌日)

※年度途中の申請・承認にあつては申請が承認された月分からの適用となります。(7月28日に申請し、8月10日に承認された場合は、8月分から適用となります。6月、7月分については、通常  
の納期限のままです。

d. 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を本市に提出しなければなりません。(届出書が必要な場合は市民税課までお問い合わせください。)

### ※ 注 意

・市民税等の滞納や著しい納付遅延がある場合は、この特例の承認が受けられない場合があります。また、この承認を受けても滞納や、著しい納付遅延がある場合はこの特例の承認を取り消される場合があります。

・前年以前にこの納期の特例の承認を受けた特別徴収義務者は、納期の特例の適用を受ける要件を満たしており、かつ、取消の申出がない限り継続して納期の特例の適用を受けられますので、毎年この申請書を提出する必要はありません。

・この規定はあくまでも特別徴収義務者の納入に対する特例ですので、納税義務者からは各月ごとの給与(退職手当等がある場合はその手当)から徴収しなければなりません。

### 2. 申請書の記載について

a. 申請者欄には住所・名称・法人番号・指定番号・電話番号を漏れなく記入してください。

b. 1の表には申請の日より直近6か月間の各月末の雇用者の人数を常時雇用者・臨時雇用者ともに記入してください。

c. 2の欄には該当する事実がある場合のみ記入してください。

年 月 日

ゆうちょ銀行 \_\_\_\_\_ 店長

様

\_\_\_\_\_ 郵便局長

松江市長  
(公印省略)

## 指 定 通 知 書

貴局・貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税(給与所得等に係る特別徴収税額)取扱局・店に指定しましたので通知します。

### 記

- ・ 承認番号 貯業一第1186号
- ・ 口座番号 01330-5-960396番
- ・ 加入者の名称 松江市会計管理者
- ・ 取りまとめ局 株式会社ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

※ 給与所得等に係る特別徴収税額の納入に中国地方5県外のゆうちょ銀行(郵便局)をご利用いただく場合は、最初に納入される際、この指定通知書を納入書に添えて取扱いを依頼するゆうちょ銀行(郵便局)へ提出してください。



# 退職のしおり

～令和8年度中に退職された皆さまへ～

市民税・県民税・森林環境税は1月から12月までの収入に対し計算され、翌年6月に税額が決定します。決定された市民税・県民税・森林環境税の給与引去りは6月から始まって翌年の5月までの12か月で行います。年の途中で退職された方は、その後の給与引去りができなくなるため、残りの税額を下記のいずれかの方法で納めていただくこととなります。

・一括徴収 最後の給与や退職金から残額をまとめて徴収します。

1月から4月末日までの間に退職される方は原則この方法です。

・普通徴収 納付書を使用して自分で納めていただきます。納付書はご自宅に送付いたします。

普通徴収の納期限は年4回（1期：6月30日、2期：8月31日、3期：11月2日、4期：2月1日）です。

\*\*\*\*\*

## 例えば・・・令和8年9月末に退職し、その後就職しない場合

この場合、退職により給与から引去りできなかった分は自分で納付書により納めなくてはなりません。退職されると会社から市役所にあなたが退職されたという届出がされます。その後ご自宅に納付書をお送りします。

令和8年		令和9年	
市民税・ 県民税・ 森林環境税	給与引去り	令和8年度市民税・県民税・森林環境税	令和9年度市民税・県民税・森林環境税
	納付書を使って自分で金融機関の窓口 又は口座振替で納める。		令和8年中の収入に対してかかった 市民税・県民税・森林環境税を自分で納付
徴収月	6月 7月 8月 9月 3期 (11月2日) 4期 (2月1日)	1期 2期 3期 4期	

市民税・県民税・森林環境税は、退職した後に収入がなくても前年の所得に対して課税されます。

## 再就職等により年度（6月から翌年5月）の途中から

### 市民税・県民税・森林環境税の給与引去りを希望される場合

年税額のうち、まだご自分で納付されていない分（納期限が過ぎていないものに限ります）を給与からの引去りに変更することができます。

その場合、新しい勤務先の給与担当の方から市民税課に手続きをしていただく必要がありますので詳しくは給与担当の方にご相談ください。

# よくある質問

---

## 質問・1

先日、退職しました。市民税・県民税・森林環境税は在職中に給与から引かれていたはずなのに、自宅に納付書が送られてきました。どうしてですか？

市民税・県民税・森林環境税は前の年（令和7年）の収入を元に計算し、令和8年6月から令和9年5月までの1年間で毎月給与から引去りされます。しかし、あなたが会社を退職されたことで、令和9年5月までに給与から引去りされる予定であった税金が残ってしまいました。それを納付していただくために納付書をお送りしましたので、期日までにお近くの金融機関等で納めてください。

## 質問・2

去年(令和7年中)仕事を辞めたのに市民税・県民税・森林環境税の納付書が届きました。再就職をしておらず収入はありませんが、納めないといけなないのでしょうか？

所得税がその年の収入に対して課税されるのに対し、市民税・県民税・森林環境税は前年の1月から12月の収入に対して課税されます。退職された年の1月から退職時まで支払いを受けた給与に対し、1年遅れて翌年に市民税・県民税・森林環境税がかかります。そのため、現在収入がなかったとしても納めなければなりません。期日までにお近くの金融機関で納めてください。

## 質問・3

令和8年9月に退職して、10月に市外に引っ越しました。その後、松江市から市民税・県民税・森林環境税の納付書が届きましたが、納めないといけなないのでしょうか？

松江市へ納めていただくことになります。令和8年度の市民税・県民税・森林環境税は令和8年1月1日現在の住所地で、前年（1月～12月）の所得に基づき課税されます。そのため年の途中で転出されても、前住所地の市区町村に納めていただくこととなります。

納税管理人申告書(承認申請書)

(あて先)松江市長

年 月 日

納税義務者

住所又は所在地  
(フリガナ)  
氏名又は名称  
及び代表者氏名 (※)

電話番号

個人番号又は法人番号

松江市税賦課徴収条例第 25 条 第 1 項の規定により、下記のとおり納税管理人を  
〔 設定・変更・取消 〕 しましたので申告(申請)します。

記

管理する税目	<input type="checkbox"/> 市民税・県民税・森林環境税 <input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税		
新納税管理人	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称		
	電話番号	納税義務者との関係	
旧納税管理人	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称		
	電話番号	納税義務者との関係	
納税管理人を設定 (変更・取消)する理由			
年 月 日	新納税管理人 氏名 (※)		

上記のとおり承認しました。

- (注) 1 納税管理人が市外に住所等を有する者の場合は、「承認申請書」となります。  
 2 旧納税管理人欄は、納税管理人を変更又は取消する場合に記入してください。  
 3 (※)は、法人等で代表者が自署しない場合は、代表者印を押印してください。  
 4 納税義務者及び新納税管理人の本人確認ができる書類を提示(または写しを添付)してください。【マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等】  
 5 法人等の場合は、届出人の社員証等を確認させていただく場合があります。

(事務処理欄)

通知書番号	処理年月日	年月日	確
納管人・宛名コード	審査年月日	年月日	認

## 納税管理人申告書 (承認申請書) の記載について

納税管理人申告書 (承認申請書)		年 月 日
(あて先) 松江市長		
納税義務者		
住所又は所在地 _____		
(フリリガナ) _____		
氏名又は名称 _____		
及び代表者氏名 _____ (※)		
電 話 番 号 _____		
個人番号又は法人番号 _____		

松江市税賦課徴収条例第 25 条 第 1 項の規定により、下記のとおり納税管理人を  
〔 設定 ・ 変更 ・ 取消 〕 しましたので申告 (申請) します。

記

管 理 する 税 目	<input type="checkbox"/> 市民税・県民税・森林譲渡税 <input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税		
	住所又は所在地		
新納税管理人	(フリリガナ) 氏名又は名称		
	電 話 番 号	納税義務者との関係	
旧納税管理人	住所又は所在地		
	(フリリガナ) 氏名又は名称	納税義務者との関係	
納税管理人を設定 (変更・取消) する理由			
年 月 日	新納税管理人 氏名		
上記のとおり承認しました。 (※)			

郵便物の受理及び納税に支障のない場合 (出国後の住所に郵便物が転送される、口座振替手続き済など) は、納税管理人を設定しないことができます。この場合は、納税義務者に市民税課まで問い合わせるよう依頼してください。

## よくある質問

### 1. 特別徴収の変更通知が届いたがどうすればいいですか？

納税義務者用の通知を従業員の方に渡してください。受け取り方法が電子データの場合は、原則として社内システムやメールでの配布をお願いします。ただし、税額変更等の理由書（白い横長の封筒で送付しているもの）については、データでの配布ができないため、従業員の方に渡してください。税額が変更されている場合は、6ページを参考に納入書の金額を訂正してください。（所得や控除等のみの変更で、税額には変更がない場合もあります）

### 2. 特別徴収税額は口座振替できますか？

従業員の異動等により、毎月の口座振替の金額に変動があり、正確性を保つことが困難なことから、口座振替は実施していません。

### 3. 納入書の金額訂正はどうすればいいですか？

6ページを参照してください。

### 4. 特別徴収していた従業員が退職した時は、どのような手続きが必要ですか？

「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（19ページ）の提出が必要です。（13ページ参照）

### 5. 異動届の提出期限はいつですか？

異動のあった日の翌月10日までにご提出ください。

### 6. 新しく入社した従業員が特別徴収を希望した時は、どのような手続きが必要ですか？

「市民税・県民税・森林環境税特別徴収切替届出（追加依頼）書」（20ページ）の提出が必要です。（18ページ参照）

毎月20日までに届いた切替届出書は翌月10日までに税額の通知書をお送りします。給与事務等に間に合わない場合は電話連絡希望日を記入ください。

### 7. 9月から途中就職した従業員は、何月分から特別徴収ができますか？

事業所の引き去り事務が間に合えば、9月分から可能です。

### 8. 会社の所在地等を変更した場合は、どのような手続きが必要ですか？

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」（21ページ）の提出が必要です。

### 9. 納入書を紛失した時は、どうすればいいですか？

このしおりに添付の予備の納入書（9～12ページ）をお使いください。なお、足りなくなった場合は、市民税課までお問い合わせください。

### 10. 年の途中で、転出転入した場合の納税地はどこですか？

従業員の方の令和8年1月1日現在の住所がある自治体が納税地となります。令和8年1月1日に松江市に住所がある方が、年の途中で転出された場合、令和9年5月分までは松江市に納入していただきます。

11. 松江市以外からも、同じ従業員の特別徴収の税額通知が届いたがどうすればいいですか？

自治体間で調整しますので、市民税課までお知らせください。

12. 納入したのに督促状が届いたときは、どうすればいいですか？

以下の点をご確認ください。

①従業員の方の税額が変更されていませんか？変更があった場合は「特別徴収税額の変更通知書」を発送していますのでご確認ください。

②退職や休職等により納入額のみ訂正し、「異動届出書」の提出を忘れていませんか？

→異動届出書の提出をお願いいたします。(13ページ参照)

③誤った月の納入書で納入していませんか？

→督促状にある納付書で納入してください。

④上記①～③以外で不明な場合は市民税課までお問い合わせください。



